

内閣總理大臣 子爵高橋是清殿

衆議院書記官長 寺田



大正十一年... 衆議院書記官長 寺田 榮

意見書

(請願特別報告第四一七號)

請願文書表第一六一一號

朝鮮産業振興ノ請願 朝鮮京城商業會議所會頭美濃部俊吉外二名呈出(紹介議員牧山耕藏君外三名)

右請願ノ要旨ハ朝鮮ノ産業開發ハ管ニ經濟上ノ關係ニ止マラスシテ實ニ國策上ノ大義ヲ有シ舉國一致其ノ經營ニ當ラサルヘカラサルハ日韓併合ノ大詔ニ鑑ミ炳乎トシテ疑ヲ容レサルトコロナリ然ルニ朝鮮ノ現状ハ各般ノ施設未タ整備セス産業狀態亦依然トシテ幼稚ノ域ヲ脱セサルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘス依テ華盛頓會議ニ據ル海軍制限協約ト陸軍縮小トノ結果ヨリ生スル財政ノ餘力ヲ以テ朝鮮産業振興ノ根本タル鐵道ノ敷設、移入税ノ撤廢、産米ノ増殖、水産ノ開發ニ要スル經費ヲ増額セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依

衆心三々六

別冊及御送付候也

大正十一年三月二十五日

衆議院議長 奥 繁三郎



内閣總理大臣 子爵 高橋 是清殿

衆議院書記官長 寺 田 榮



意見書

請願文書表第一五三一號

日下部稅務署復舊ノ請願 山梨縣東山梨郡日下部村長飯島松次郎外二十名呈出(紹介議員飯島信明君)

員飯島信明君)

右請願ノ要旨ハ山梨縣東山梨郡日下部稅務署ハ明治三十七年行政整理ノ爲石和稅務署ニ併合セラレタルヲ以テ爾來交通其ノ他ノ關係上登記事務ニ付郡民ノ不便甚大ナルモノアリ依テ日下部稅務署ヲ復舊セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

大正十一年三月二十五日

衆議院議長 奥 繁三郎



衆乙三七七